

第1号議案

平成22年度事業報告

I 概況

本年度最大の出来事は3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震・津波、福島第1原発事故による東日本一帯の大規模被害と当該地域内の養鶏生産者の困窮である。

次いで、全国的に広範な高病原性鳥インフルエンザの発生である。

また、事業面における大きな変化は、新規事業としての鶏卵生産者経営安定対策事業に本会が事業実施主体に決定したことである。

以上を踏まえて当該事業年度の事業課題を概括的に見ると以下のとおりであった。

1. 東日本大震災の発生

本年23年3月11日午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震は、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0の巨大地震となり、それにより発生した大津波により東北地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。

地震、津波により道路・鉄道等の各種インフラに大規模な被害をもたらした。同時に当該地域の鶏卵生産者の鶏舎・施設、機器等にも直接的な被害をもたらした。

多くの生産者が直面した問題は、各種インフラ、特に八戸港、鹿島港の飼料コンビナートが甚大な被害を受け飼料供給が一時絶たれた上、交通網が寸断されたため飼料、鶏卵の配送も困難な状態に置かれた。

加えて、石油コンビナートの被災等もあり軽油、燃料の供給も絶たれたことから、鶏卵の生産・流通も極めて厳しい状況となった。

更に福島第一原発事故も加わり半径30kmの規制区域が設けられ、規制区域外の農畜産物にも放射能汚染及び風評被害の発生し、長期にわたる対応が求められることとなった。

また、原子力発電所のみならず火力発電所も損害を被り、特に関東地方では深刻な電力不足となり、輪番停電（計画停電）が実行され、このことも鶏卵の生産・流通に大きな影響を与えることとなった。

このため、本会としては、各地域の被害状況及び必要支援内容の把握に努め、行政などへの働きかけを行うとともに、各種行政等の情報提供に務めた。

2. 高病原性鳥インフルエンザ

平成 22 年度の高病原性鳥インフルエンザ (H5N1) 発生状況は、11 月 29 日に島根県での初発以降、9 県 24 農場の約 185 万羽にも及ぶ広範な発生となった。

また、野鳥では 10 月の北海道稚内市のカモの糞から H5N1 ウイルスが確認されて以来、15 道府県の 30 カ所の野鳥について確認された。

特に、鹿児島県出水地域のナベヅルの斃死鳥等から H5N1 ウイルスが分離されたことから、本件が今回の広範な本病の感染・拡大に重要な役割を果たしたことが類推される。

更に本病発生時対策としての生産者互助基金への加入促進に努めるとともに、この事業の啓発活動に務めた。

3. 成鶏更新緊急支援事業 (36.5 億円、ALIC)

本年度の新規事業として本会が事業実施主体となり、鶏卵の需給安定及び鶏舎バイオセキュリティ向上に務めた。

事業対象羽数 3,000 万羽に対して、1/3 の実績となったが、生産者の関心も高く需給及び価格安定に果たした役割は大きかった。

4. 鶏卵生産者経営安定対策事業の事業実施主体に決定

平成 23 年度の畜産経営安定対策として、従来の鶏卵価格安定対策事業と成鶏更新緊急支援事業を統合した新たな農林水産省の平成 23 年度一般会計予算「鶏卵生産者経営安定対策事業 (予算額 52 億円)」が生まれ、事業実施主体の公募が行われた。

本会は、定款の改正等を行い、公募参加資格を得て公募に応じた結果、3 月 16 日に農林水産省から事業実施主体に本会が決定した旨の通知があった。

これにより新年度から鶏卵生産者が主体となつての鶏卵の需給安定に取り組むことが可能となった。

5. 飼料等生産資材対策

鶏卵生産費の 6 割を占める飼料費については、この低減が経営上極めて重要となっている。

特に主原料がトウモロコシ単品であり、海外、特に EU で常態的に使用されている飼料用小麦について自由化を図ることが重要であった。

このため (般) 日本鶏卵生産者協会が業界の先頭に立ち、国、行政に働きかけを行った結果、半自由化状態を確保することができた。

6. 中小生産者対策

鶏卵生産者の大部分を占める中小生産者の経営安定を図ることは業界としては極めて重要である。

このため、本年度の新たに実施した成鶏更新緊急支援事業については、中小生産者の参加要件の緩和に務めるとともに、奨励金単価の上乗せ（大規模 100 円／羽、中小 146 円／羽）配慮し、より多くの中小生産者が事業参加となるように支援に務めた。

7. 鶏卵公正取引協議会への支援

本会が主体的な役割を果たすことにより創設した協議会の運営を支援するため、財政面及び人的支援を行った。

この結果、公正マーク承認件数は2月23日現在212件（ブランド）となった。

8. 鶏卵需給安定・消費促進対策

鶏卵の消費促進を推進するため、本会の需給・消費促進対策委員会を中心とした委員会で検討を進め、新たに業界として11月5日を「いいたまごの日」として制定することとし、このための啓発の場として、社団法人日本卵業協会と共催で、「第1回いいたまごの日制定記念プレス発表会」を開催した。

また、国産鶏卵の適正な価格による流通の円滑化の推進、生産者、消費者、流通関係者等に対する適正表示の啓発・普及及び安全性に関する相互の理解の推進を図るため、(独)農畜産業振興機構の補助を受け鶏卵需給安定推進事業を実施した。

9. 養鶏飼養環境改善技術への取り組み

近年、全国の養鶏場において伏在化した問題となっている、ワクモ寄生対策及び、肉用鶏生産における大腸菌感染問題、食鳥処理場での廃棄増加、種鶏・ふ卵段階における衛生管理対策等を目的として(財)全国競馬・畜産振興会の助成を受け、養鶏飼養環境改善技術推進事業を実施した。

10. 養鶏関連情報の提供

本会ホームページ、Fax 及び日鶏情報等を活用して、各種事業、鳥インフルエンザ問題、鶏卵需給動向等について積極的な情報提供に務めた。